

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和6年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	山陽小野田市	職員数（H23. 4. 1現在）	59
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	68 (21年度)	財政力指数	0.740 (22年度)
資金不足比率（健全化法）（%）	0 (21年度)	財政力指数（臨財債振替前）	
経常収支比率（%）	97.3 (21年度)	実質公債費比率（%）	17.4 (22年度)
		将来負担比率（%）	145.6 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：小野田市・山陽町〕 ・公営企業会計を合併時に統合（旧小野田市の貸借対照表を基本に旧山陽町の資産及び負債を組入れ） ・現行の組織体系は平成17年10月1日に改変 ・人員については平成16年度末に2名の退職者が出たが、これを不補充とする

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山陽小野田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 山本克己
既存計画との関係	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（19～23）、山陽小野田市水道事業総合計画（H19～29）
公表の方法等	広報・HP等で公表する予定・議会に対しては建設委員会で説明
基本方針	経営状態については、収益的収支において利益（公共的必要余剰）を計上することができ、この利益等を活用して社会資本である水道施設の整備等を行っている状況にある。このことは現在のところ水道事業が概ね良好に推移していることを示しており、これからもこの状況を継続していくことができるよう事業運営を行っていく予定である。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分	旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計	
					うち年利7%以上
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	133,137.8			133,137.8
	補償金免除額	22,581.0			22,581.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額	28,830.7	20,476.3		49,306.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業	133,137.8	2,572.7	2,154.4	135,710.5
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
	合 計 (A)	133,137.8	2,572.7	2,154.4	135,710.5
「繰上償還希望額」欄の再掲（再掲）					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	133,137.8	2,572.7	2,154.4	135,710.5

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
「繰上償還希望額」欄の再掲（再掲）					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)		合 計	
				うち年利7%以上		
公営企業債	水道事業	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
	合 計 (A)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
「繰上償還希望額」欄の再掲（再掲）						
	合 計 (B)					
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市における水道事業は平成17年3月22日、一市一町の合併により誕生したのであるが、現在の状況は二つの河川及び二つの浄水場を有しており、主にダム受水と表流水の取水による受水形態をとっている。ダム受水に関しては、浄水場設置場所の関係から長い導水管や送水管を必要とし、その建設や改良、維持管理等に多額の費用を要する状況にある。</p> <p>表流水の取水に関しては、ダム受水に比べ先に記述した費用の必要性は低いが、当地の地形的な問題から配水施設（配水池や配水管、ポンプ所）等に費用を要する状況となっている。</p> <p>更に両地域共に水質の悪化や施設の老朽化が問題となってきたり、これらを解決するために平成19～29年度の水道事業総合計画を策定したが、維持管理費の削減等の企業努力をしたとしてもなお、景気低迷や節水意識の浸透による有収水量の減少による収益減により、その財源としては水道料金の改定を行う必要があり、施設の整備と拡充、それに対する財政問題とのバランスのとりに方で厳しい状況にあるといえる。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23年度についても継続中（給与カットは職階に応じて5～3%）である。なお、平成24年度以降については現在のところ未定である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p>
	<p>課 題 ③ 資本投下の抑制</p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 114 608 174">課 題 ④</td> <td data-bbox="608 114 1450 174">収益確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 174 1450 297">下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 297 608 358">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="608 297 1450 358"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 358 1450 465"></td> </tr> </table>	課 題 ④	収益確保	下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。		課 題 ⑤			
課 題 ④	収益確保								
下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。									
課 題 ⑤									
留 意 事 項	<p>経営に関してよく取りざたされるのが民間への委託であるが、これに関して問題となるのが人件費と委託料の単なる費用の付け替えである。水道施設大量更新時代を目前に控え、団塊世代の退職による職員の技術継承が問題視される中、安易な委託化はデメリットが大きいいため、中長期の費用対効果を十分に検証しつつ、トータル的に費用の削減に繋がるよう施策を行っていく必要がある。</p>								

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	93	551	501	127	132	330	509	268	964	870
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	3	3	3	2	19	18	32	10	25	
	3. 他 会 計 補 助 金			14	12	13	5	5	2	2	2
	4. 他 会 計 負 担 金	2	2	3	2						
	5. 他 会 計 借 入 金		61								
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					15	2	34			
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					1					
	8. 工 事 負 担 金	33	21	13	17	10	3	1	1	3	2
	9. そ の 他										
	計 (A)	131	638	534	160	190	358	581	281	994	874
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	131	638	534	160	190	358	581	281	994	874
	1. 建 設 改 良 費	184	124	173	206	245	392	704	315	881	909
	うち職員給与費	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9
	2. 企 業 債 償 還 金	453	985	833	376	372	354	312	287	285	296
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			12	12	12	12	13			
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	637	1,109	1,018	594	629	758	1,029	602	1,166	1,205	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	506	471	484	434	439	400	448	321	172	331	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	410	410	415	400	392	375	376	306	122	287	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	88	56	62	25	29	7	42				
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	8	5	7	9	18	18	30	15	50	44	
計 (F)	506	471	484	434	439	400	448	321	172	331	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)		61	49	37	25	13	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (H)	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	4,278	4,475	4,456	5,135	5,709	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	22	2	20	18	26	13	13	13	13	13
	うち基準内繰入金	1	2	7	3	4	5	5	5	5	5
	うち基準外繰入金	21		13	15	22	8	8	8	8	8
資 本 的 収 支 分	8	7	21	19	36	26	38	13	30	4	
	うち基準内繰入金	6	5	8	7	8	5	4	4	4	
	うち基準外繰入金	2	2	13	12	28	21	34	9	26	
合 計		30	9	41	37	62	39	51	26	43	17

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	101	98	103	101	105	103	104	106	104	100
資本費 (円又は%)	77	76	71	68	68	66	68	70	69	76
総収支比率(法適用) (%)	103	101	105	104	108	107	106	109	106	104
経常収支比率(法適用) (%)	104	102	106	104	109	108	107	110	106	104
営業収支比率(法適用) (%)	124	118	117	114	116	116	115	119	115	115
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1	0	1	1	2	1	1	1	1
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	1	0	1	1	2	1	1	1	1
	資本的収入分 (%)	6	1	4	12	19	7	7	5	3
	うち基準内繰入金 (%)	5	1	1	4	4	1	1	1	0
	うち基準外繰入金 (%)	2	0	2	8	15	6	6	3	3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は原則総括原価によって行う。平成21年度の旧市町の料金統一改定において、例外的に激変緩和措置をとったため全体的にマイナス改定となった。</p> <p>今後の水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で本市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。しかし、高度成長期に整備した水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、早期にその全体コストを把握し、料金改定により適正コストを料金に転嫁していくことで、受益者の世代間格差が生じないよう、一定の改定周期(3年～5年)に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費(実費全額負担)、水源開発補助出資金(償還元利負担全額)、簡易水道事業補助金(償還元利金の1/2)の繰入れている。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から、収支不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入れをしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」を掲げた一般会計での福祉政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このような繰入れを行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金(当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分)を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と市長部局職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を予定している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	正規職員に関しては、課題②でも示しているとおり、定員適正化計画に則って減少している。 合併時 58人 H17' 56人 H20' 53人 H21' 54人 H22' 52人 H23' 50人 H29' 47人(計画)
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成19年4月から給与構造改革の伴う改定を実施し、国準拠としている。 平成22年5月に特殊勤務手当の大幅な見直しを行い、現金取扱・水質検査手当等の廃止、月額(危険・滞納整理・外勤)手当の日額化及び交代勤務手当等の減額を実施して、給与費全体の削減を図っている。 平成22年10月に住居・通勤手当の見直しにより減額を行っている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当に関しては、平成19年度より国に準拠することとし、支給率の見直しを図っている。
◇ 福利厚生事業のあり方		健康保険組合に対する事業主負担は、制度上の率に基づいて算出しており、適正に行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	維持管理経費については、それぞれの案件を精査して行うこととしている。 また、その他経営の効率化に向けた取り組みとしては、課題③でも述べたとおり公募型指名競争入札を導入しており、これ以外にも費用削減に効果的な施策を行うよう検討中である。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	平成23年10月から下水道料金の調定・徴収事務を受託し、収益確保に繋げることとしている。 受託料 19,047千円/年(H23'は半期につき半額)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	現状に限れば、収益的収支において利益を計上することができており、それによって水道施設の整備を行える状況にあることから、事業自体は概ね良好な状態にあるといえる。 しかし、今後は有収水量の減少が予想される中、水道施設の大幅な整備・更新を行っていく必要があることから、将来の財政的な危機を見越した上で、平成25年度に料金改定を行い、その後も一定の改定周期での改定を行っていく予定としている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算については、市広報において公表しているが、抜粋数値はHPでも行っている。また、経営健全化計画や入札に関する情報についても、HPで公表している。今後の公表内容も拡充を行うことを検討している。
○ 行政評価の導入		平成19年度に行った水道事業総合計画策定時にはパブリックコメントに掛けたが、無反応であった。 水道事業経営は維持管理を除けば、概ね設備投資が事業評価の対象となる。その行政評価は技術的・専門的なものとなることから一般市民には難解なものであり、誤った評価による設備投資の停滞は安定給水に致命的な打撃を与える恐れがある。さらに利害関係にある民間業者も多数存在することから、事業評価の導入はさらに先進の研究成果を待つ必要がある。 また経営・財政面では監査法人による外部監査が現実的ではあるが、当市の事業規模から考えると現状では費用対効果に疑問が残り、検討を要する。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講ずることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題②でも示しているとおり人件費に関しては、職員数は正規職員の定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員の18%削減を目標としている。また給与制度についてもあらゆる見直しを行っており、収支計画のとおり削減効果があがる予測を立てている。その他の維持管理経費については、計画的・効率的な設備投資を行うことで修繕費・委託料の縮減を図ることとしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金や不良債務、資金不足等は発生しておらず、経営的には比較的安定しているといえる。しかし、更なる経営の効率化を図る為、課題③でも述べたとおり入札制度を始めとし、多方面に目を向けた内容の見直しを検討していきたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費を含めた維持管理費等の削減で更なる経営経営改善に努め、基準外繰出しの削減に繋げることとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損率	当初計画の目標値 (実績値)						0						
		延長計画の目標値												
		当初計画の目標値		5,207	5,032	5,136	5,477	5,955		0	0	0	0	
		企業債現在高 (実績値)	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	5,955		4,475	4,456	5,135	5,709	
		延長計画の目標値												

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	①	料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)		80	78	77	76	75	386						
		未収金の徴収対策													
		改善効果額		1	1	1	1	1	5						
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
	改善効果額 (収入増額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	②	職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)	管理者給与20%カット 管理職手当50%カット 全職員給料5%カット												
		改善効果額		41	20	20	30	30	141						
給与水準															
改善効果額															
その他 ()															
改善効果額															
維持管理費等															
改善効果額 (適正化)															
工事コスト															
改善効果額 (縮減額)															
その他 ()															
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計										532					
(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)										128					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
	改善効果額 (収入増額)														
	④	その他 (収益確保)													
	改善効果額									3	5	5	5	5	
	【経費の削減】														
		職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)													
		改善効果額													
給与水準															
改善効果額															
その他 ()															
改善効果額															
維持管理費等															
改善効果額 (適正化)															
工事コスト															
改善効果額 (縮減額)															
その他 ()															
改善効果額															
延長計画改善効果額 合計 A														23	
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B															
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C															
A + B + C														23	
<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														23	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	67	67	66	66	66	65	65	65	65	64
年間総有収水量 (千m ³)	8,702	8,514	8,277	8,023	7,995	7,772	7,587	7,423	7,258	7,111
公称施設能力 (m ³ /日)	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m ³ /日)	35,629	33,717	34,647	31,510	33,922	33,761	33,761	33,761	33,761	33,761
最大稼働率 (%)	74	70	72	65	70	70	70	70	70	70
供給単価 (円/m ³)	176	176	176	174	173	173	173	180	180	180
給水原価 (円/m ³)	174	179	170	172	165	169	167	170	174	181

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

簡易水道に関しては、本来一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。
できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議継続していく予定である。